

みどりのまちづくり推進事業補助金

申請の手引き



豊田市都市整備部公園緑地課
令和6年4月

目 次

1	みどりのまちづくり推進事業補助金について	2
(1)	対象敷地及び建築物	2
(2)	交付要件	2
(3)	補助率及び補助上限額	4
(4)	交付の対象となる費用	5
(5)	消費税及び地方消費税の取扱い	5
(6)	他の法令等による緑化義務がある場合の取扱い	5
(7)	補助対象外事業	6
(8)	交付決定の取り消し及び補助金の返還	7
(9)	補助事業により取得した財産処分の制限	7
2	申請手続きの流れ	8
3	申請に必要となる書類	9
4	添付図書等	11
(1)	事業場所の位置図	11
(2)	計画平面図、緑化構造図等	11
(3)	緑化工事の見積書	11
(4)	現況写真	11
(5)	管理者が管理義務を負う旨の取決め書	11
(6)	敷地等の所有者の事業承諾書	12
(7)	組織申請	12
(8)	納税証明書	12
(9)	敷地面積根拠資料	12
(10)	役員名簿	12
(11)	着手前・施工中・完了写真	12
(12)	表示板	12
(13)	変更承認申請書	13
(14)	緑化工事の領収書(写)	13
(15)	事業実績報告書	13
(16)	完了検査	13
(17)	状況報告書	13
(18)	消費税等仕入控除税額報告書	13
5	交付対象となる緑化施設の種類	14
6	緑化面積の算出方法	15
(1)	屋上緑化	15
(2)	壁面緑化	15
(3)	空地緑化	15
(4)	駐車場緑化	15
(5)	生垣設置	15
(6)	緑化補助資材を使用する場合の緑化面積	15
7	記入例及び作成例	16
8	参考資料	46
(1)	用語の定義	46
(2)	都心中心部及びグリーンプロムナード	47
(3)	消費税法別表3	48

1 みどりのまちづくり推進事業補助金について

豊田市は、緑豊かな環境の創出及び都市環境の改善を積極的に推進するため、市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落で優良な緑化事業を行う市民及び団体に対して補助を行っています。また、補助金の一部にあいち森と緑づくり税を財源とする緑の街並み推進事業を活用しています。

(1) 対象敷地及び建築物（要綱第2条、事務取扱要領第2）

次の地区内に存在する敷地及び建築物（以下「敷地等」といいます。）が対象となります。

ア 市街化区域内

イ 市街化調整区域内の既存集落

a 概ね50戸以上の建築物が連たんしている地区

b ア又はイから概ね500mの範囲に該当する地区

※ 市街化調整区域内の場合は、個別判断となりますので、事前に公園緑地課にお問い合わせください。

なお、既存集落に該当することを証明する資料は、申請者が作成してください。

【参考】「豊田市の市街化調整区域における開発許可等の立地基準に係る審査基準」より

「50棟以上の建築物が連たん」の考え方は、次のとおりとする。

ア 建築物の数 建築物が共同住宅の場合は、区画の数による。

イ 建築物の面積 建築物の面積が30m²以上のものに限る。ただし、建築物の数を共同住宅の区画によって算定する場合は、この限りでない。

ウ 連たん 建築物の敷地相互の距離が概ね50m（55m）以内で連なっていることをいう。

(2) 交付要件（要綱第4条、同第6条、同条第6条の2、同第11条、事務取扱要領第3）

まだ着手していない緑化工事（契約日は、問いません。）で、新たに設けようとする緑化施設の規模が次のアに掲げる基準を満たし、かつイに掲げる優良な緑化の要件に1つ以上該当する必要があります。なお、平成28年9月1日、緑化工事が複数年度にまたがる場合でも補助金申請できるように、みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱を改正しました。

また、補助事業が完了した日から起算して、30日を経過した日又は当該年度の3月10日（同日が市の休日のときは、その直前の休日以外の日）のいずれか早い期日までに「事業実績報告書」（様式第7号）を公園緑地課へ提出しなければなりません。事業実績報告書には、領収書（写）の添付が必要となります。

ア 交付の対象となる規模

地区 緑化事業		市街化区域内及び市街化調整区域内の一定の基準を満たした既存集落（都心中心部の敷地を除く）※1	都心中心部の敷地（グリーンプロムナードに接する敷地を除く）※1	都心中心部の敷地のうち、グリーンプロムナードに接する敷地※1
補助対象となる規模	屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	緑化面積が 50m ² 以上※2	緑化面積が 10m ² 以上※2	緑化面積が 2m ² 以上※2
	駐車場緑化 のみの場合	緑化面積が 50m ² 以上	緑化面積が 50m ² 以上	緑化面積が 50m ² 以上
	生垣設置 のみの場合	延長が15m以上	延長が5m以上	延長が5m以上

※1 都心中心部及びグリーンプロムナードについては、「8 参考資料（2）都心中心部及びグリーンプロムナード」をご参照ください。

※2 補助対象となる緑化工事が複数ある場合は、その緑化面積を合計した値です。

イ 優良な緑化の条件

下表の優良な緑化の要件の項目のうち、1つ以上該当する必要があります。

評価項目	優 良 な 緑 化 の 要 件	選択できない項目		
		個人宅以外の場合	緑化地域制度の適用を受ける場合	工場立地法の届出の対象となる場合
公開性	○次のいずれかに該当すること。			
	1 求めに応じ、緑化施設が存在する敷地等に不特定多数の者を立ち入らせることができること。*4			
	2 市ホームページにおける氏名、住所（町名まで）及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データの提出に同意できること。（個人住宅に係る申請に限る。）*4	×		×
	3 緑化施設の状況を、自身のホームページ等で公開できること。（ただし、補助金の交付を受けてから5年間は、最低6か月に1回の頻度で更新を行うこと。）			
	4 生垣設置の場合、公道に50%以上接していること。			
面積又は延長	1 各緑化面積の合計が、150m ² 以上であること。			△*3
	2 生垣設置の延長が、75m以上であること。			△*3
緑化率	緑化率が、15%以上であること。（緑化面積／敷地面積）		×	△*3
植栽率	植栽率が、25%以上であること。（植栽面積／緑化面積）			

※1 評価項目のうち、「面積又は延長」、「緑化率」及び「植栽率」については、既設の緑化施設の面積等を合算して評価できます。その場合、既設の緑化施設の面積等の計算資料を添付してください。

※2 評価項目すべてに該当する必要はなく、優良な緑化の要件の項目の中で1つ以上該当すれば補助の対象となります。

※3 工場立地法において、緑化義務の範囲内を含めて補助の対象とする場合は、この項目を選択することができません。ただし、緑化義務の範囲を補助の対象に含めない場合は、選択することができます。

※4 個人住宅に係る申請の場合、公開性の1から3の項目は、緑化事業完了後の申請者の負担が生じるため、極力、選択しなくても済むような緑化計画を立ててください。なお、この項目を選択する場合は、必ず申請者に説明し了解を得てください。

(3) 補助率及び補助上限額（要綱第5条）

地区	市街化区域内及び市街化調整区域内の一定の基準を満たした既存集落（都心中心部の敷地を除く）※1	都心中心部の敷地（グリーンプロムナードに接する敷地を除く）※1	都心中心部の敷地のうち、グリーンプロムナードに接する敷地※1
補助率	補助対象経費の10分の5以内	【個人申請】 補助対象経費の10分の5以内 【組織申請】 補助対象経費の10分の6以内	【個人申請】 補助対象経費の10分の8以内 【組織申請】 補助対象経費の10分の9以内
補助 金 上 限 額	500万円 ※ 補助金交付額が、10万円未満の場合は交付しない。	【個人申請】500万円 【組織申請】600万円 ※ 補助金交付額が、千円未満の場合は交付しない。	【個人申請】800万円 【組織申請】900万円 ※ 補助金交付額が、千円未満の場合は交付しない。
	屋上、壁面緑化 緑化対象面積1㎡あたり3万円以下	屋上、壁面緑化 緑化対象面積1㎡あたり 【個人申請】3万円以下 【組織申請】3万6千円以下	屋上、壁面、空地緑化 緑化対象面積1㎡あたり 【個人申請】4万8千円以下 【組織申請】5万4千円以下
	空地緑化 緑化対象面積1㎡あたり1万5千円以下	空地緑化 緑化対象面積1㎡あたり 【個人申請】1万5千円以下 【組織申請】1万8千円以下	駐車場緑化 緑化対象面積1㎡あたり 【個人申請】3万2千円以下 【組織申請】3万6千円以下
	駐車場緑化 緑化対象面積1㎡あたり2万円以下	駐車場緑化 緑化対象面積1㎡あたり 【個人申請】2万円以下 【組織申請】2万4千円以下	生垣設置 生垣対象延長1mあたり 【個人申請】8千円以下 【組織申請】9千円以下
	生垣設置 生垣対象延長1mあたり5千円以下	生垣設置 生垣対象延長1mあたり 【個人申請】5千円以下 【組織申請】6千円以下	

※1 都心中心部及びグリーンプロムナードについては、「8 参考資料（2）都心中心部及びグリーンプロムナード」をご参照ください。

※2 組織申請とは、所有者が異なる敷地が5つ以上連続し、かつその所有者のうちひとりを組織の代表とする緑化事業申請をいいます。

(4) 交付の対象となる費用（要綱第5条）

次に掲げる緑化工事の費用が交付の対象となります。

ア 植栽費

- ・樹木、地被植物、芝、つる性植物、宿根草（1～2年草は対象外）、支柱などの植栽材料費用
※ 樹木については、樹高 4.0m以上の樹木単価は 15 万円/本、樹高 4.0m未満の樹木単価は6万円/本を補助の上限とします。なお、見積書の樹木単価は上限額を超えていても構いませんが、事業費内訳明細書は上限額で計算してください。
- ・植栽作業、移植作業（植付作業のみ補助対象）などの費用

イ 植栽基盤費

- ・客土（客土搬入に伴う残土処理費を含む）、人工土壌、土壌改良などの費用
- ・屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材などの費用
- ・土留め（高さ 20cm 程度を上限とし、植栽基盤を直接支えるものに限り。）の費用

ウ 灌水施設費

- ・散水栓、給水管、排水管などの費用（宅地の給排水を兼ねる区間は対象外です。）

エ 園路整備費

- ・園路舗装（路盤、表層）、境界ブロック（舗装を留めるためのものに限り。）などの費用
※ 園路整備費は、園路が緑化面積として計上できる要件を満たし、かつ、植栽費・植栽基盤費・灌水施設費の合計金額の 1/4 を上回らない金額を上限とします。

オ 表示板設置費

- ・材料及び設置にかかる費用
※ 材質は任意としますが、耐候性及び耐久性に富み、容易に破損しないものとします。（アルミ複合板、ステンレス板など。）

《交付対象外のもの》

撤去・処分費用、ライトアップ器具費用、移動できるプランターなど土地に固定していない植栽、人工芝など

(5) 消費税及び地方消費税の取扱い（要綱第5条第6項）

交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含まないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する申請者は、消費税等を含めて交付金額を算定することができます。

ア 個人事業者ではない個人

イ 消費税法における納税義務者とならない事業者

ウ 免税事業者

エ 簡易課税事業者

オ 国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限り。）、消費税法別表3に掲げる法人（「8 参考資料（3）消費税法別表3」をご参照ください。）

カ 国又は地方公共団体の一般会計である事業者

キ 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(6) 他の法令等による緑化義務がある場合の取扱い（要綱第4条第2項2号、同条第4項）

ア 豊田市緑化地域制度の適用を受ける場合

緑化事業に係る建築物が豊田市緑化地域制度の適用を受ける場合は、豊田市緑化推進条例第5条に規定する緑化率等の最低限度を満たさなければ補助対象事業となりません。

イ 工場立地法の対象となる場合

緑化事業に係る工場が工場立地法の適用を受ける場合は、工場立地法第4条第1項に規定する準則において定められた緑地面積率を超えて設置する緑化の工事費用のみが、補助対象事業となります。

ただし、工場立地法第4条第1項に規定する準則において定められた緑地面積率及び環境施設の面積の敷地に対する割合をいずれも2%以上上回る場合は、義務の範囲も補助対象事業となります。

ウ その他の法令等による緑化義務がある場合（前ア、イの場合を除きます。）

緑化事業を行う敷地等について他の法令等による緑化義務がある場合は、その義務の範囲に限り補助対象事業となりません。

(7) 補助対象外事業（要綱第4条第3項、同第7条第2項）

緑化事業が次のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。

ア 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が管理する敷地等において行うものであるとき。

イ 緑化工法、緑化資材等の営業を目的としたものであるとき。

ウ 土地及び建物に定着しない移動可能な緑化施設によるものであるとき。

エ 過去にこの要綱に基づく補助を受けて緑化施設を設置した箇所に、再度緑化施設を設置するものであるとき。

オ 他の法令等により助成等を受けているものであるとき。

カ 水流、池の設置費用及び植栽した個体の生育期間が、1年ないし2年程度しか見込めないものであるとき。

キ 市税を滞納している申請者が行うものであるとき。

ク 申請者が暴力団員等である又は暴力団員等が役員等になっている若しくは暴力員等が関与している法人であるとき。

ケ その他市長が補助金の交付が適当でないとするものであるとき。

(8) 交付決定の取消し及び補助金の返還（要綱第 17 条）

次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部の返還を請求することがあります。

- ア 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 申請時に選択した優良な緑化の要件の全てを満たさなくなったとき。
- ウ 緑化地域制度の適用を受ける場合、緑化率等の最低限度を満たさなくなったとき。
- エ 交付決定通知書の決定日より前に緑化事業に着手したとき。
- オ 補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日（同日が休日にあたる場合は、その直前の休日以外の日）のいずれか早い期日を過ぎてても完了実績報告書（様式第 7 号）が提出されないとき。
- カ 申請者と緑化施設の管理者が異なるとき。ただし、申請者と管理者の間で管理者が管理義務を負う旨の取決めがされている場合を除きます。
- キ 申請者が緑化工事を行う敷地等の所有者と異なる場合に所有者の同意が得られないとき。
- ク 補助を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき。
- ケ 正当な理由なく、況確認又はみどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書（様式第 9 号）の提出を拒んだとき。
- コ 状況確認又は状況報告書により、緑化施設の著しい瑕疵があると認められたとき。
- サ 申請者が暴力団員等である又は暴力団員等が役員等になっている若しくは暴力員等が関与している法人であることが判明したとき。

(9) 補助事業により取得した財産処分の制限（要綱第 18 条）

補助事業により取得した財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保にすることはできません。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する政令に規定する耐用年数若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合又は市長が承認した場合は除きます。

【参考】「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」における財産処分制限期間

処分対象物	制限期間
樹木、植栽	7年（標準的な寿命がこれに満たさないものは、寿命の限り）
屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等における緑化補助資材	15年
園路	・コンクリート敷・レンガ敷は、15年 ・アスファルト敷は、10年

根拠：国土交通省所管補助金等交付規則（緑化施設）

3 申請に必要となる書類

添付図書及び必要部数	補助金交付申請	計画変更承認申請	実績報告	事業の中止・廃止	緑化施設状況報告
補助金交付申請書（様式第 1 号）	3部				
計画変更承認申請書（様式第 3 号）		3部			
事業実績報告書（様式第 8 号）			3部		
会員名簿（様式第 11 号）※4	3部	3部	3部		
事業計画・実績書（様式第 12 号）	3部 計画書	3部 計画書	3部 実績書		
樹種総括表（様式第 13 号）	3部	3部※8	3部※8		
事業費総括表（様式第 14 号）	3部	3部※8	3部※8		
事業費内訳明細書（様式第 15 号）	3部	3部※8	3部※8		
事業費を証明する書類（見積書）※5	3部	3部※8	3部※8		
事業に係る図面（計画平面図、緑化構造図等）※6	3部	3部	3部		
表示板設置届出書（様式第 16 号）	3部	3部※8	3部※8		
事業場所の位置図※7	3部	—	—		1部
事業場所の現況写真※9	3部	—	—		1部
管理者が管理義務を負う旨の取決め書※10	3部	—	—		
敷地等の所有者の事業承諾書（親族の場合を含む）※11	3部	—	—		
定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの※12	1部	—	—		
申請代表者への委任状等※13	1部	—	—		
法人登記簿※14	1部	—	—		
敷地面積根拠資料※15	1部	—	—		
役員名簿（任意様式）※16	1部	—	—		
緑化率等適合証明通知書の写し※17	1部	—	—		
事業の着手前、施工中及び完了の写真※9	—	—	3部		
表示板の設置が確認できる写真	—	—	3部		
市ホームページ公開用写真データ※18	—	—	1部		1部
事業費用支払領収書の写し又はそれに類するもの	—	—	1部		
緑化施設等工事完了確認証明通知書の写し※17	—	—	1部		
中止・廃止申請書（様式 5 号）				3部	
緑化施設状況報告書（様式 9 号）					1部
消費税等仕入控除税額報告書（様式第 18 号）※19			1部		
その他市長が必要と認める書類	1部	1部	1部		

- ※1 緑化面積が50m²未満又は生垣設置のみで延長が15m未満の申請の場合は、提出部数をすべて1部とします。また、この規模以上の場合でもあいち森と緑づくり税を活用しないときの提出部数も1部とします。(ご不明の場合は、お問い合わせください。)
- ※2 申請書の部数が3部で添付図書が1部とあるものは、申請書のどれか1つに集約して添付してください。
- ※3 組織申請の場合は、「会員名簿」(様式第11号)を除く全ての添付書類は、所有者ごとに作成してください。
- ※4 申請者が、法人(会社など)以外の団体(組織申請、地域住民による任意団体など)の場合に添付してください。
- ※5 見積者の押印がある申請者宛の見積書を添付してください。
- ※6 図面上で敷地面積、樹種名とその樹高及び本数、緑化面積並びに植栽基盤の面積等が確認できるように面積算出の計算式も記入し作成してください。(既設の緑化施設を含めて優良な緑化の評価をする場合は、既設の緑化施設を含みます。) 緑化資材、灌水施設などを使用する場合は、その製品の詳細図やカタログを添付してください。
- ※7 「とよた i マップ地図情報サービス(豊田市ホームページのトップページのお役立ちページ欄に掲載)」で地図を印刷することができますのでご利用ください。
- ※8 申請内容に変更が生じる場合に添付してください。変更前と変更後の数値を上下2段書きする、変更箇所を赤色で表示するなどして、変更内容が分かるように作成してください。
- ※9 施工中の写真の除き、工事看板等を入れないで撮影してください。
- ※10 申請者と緑化施設の管理者が異なる場合に添付してください。緑化施設の所有権が申請者にあり、植栽の管理のみを委託発注する場合などは不要です。申請時は、案でも構いません。事業完了後でもよいので、取決め書が交わされた時点で最終的な取決め書(写)を提出してください。
- ※11 申請者が緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合に添付してください。親子関係等の場合も必要です。
- ※12 申請者が法人又は団体(組織申請、地域住民による任意団体など)の場合に添付してください。
- ※13 組織申請の場合に添付してください。
- ※14 申請者が法人の場合に添付してください。
- ※15 測量図など面積求積図を添付してください。面積求積図の代わりに土地登記簿、建築行為を伴う場合は建築確認申請書(写)を添付していただいても構いません。
- ※16 補助金交付申請額が100万円以上となる場合は、警察署へ暴力団排除に関する照会(暴力団関係者でないかの確認)をする必要があるため、法人登記簿や定款等に記載されている役員全員の役職名、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、住所を記載したものを添付してください。ただし、申請者が法人以外の団体(組織申請、地域住民による任意団体など)の場合で会員名簿(様式第11号)を提出する場合は、不要です。
- ※17 緑化地域制度の対象となる事業の場合に添付してください。
- ※18 写真データはJPEG形式とし、CD-ROMに記録して提出してください。提出いただいたCD-ROMは返却しません。
- ※19 免税事業者、簡易課税事業者又は課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者においては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入額控除税額の確定後、速やかに提出してください。

4 添付図書等

(1) 事業場所の位置図

「とよた i マップ地図情報サービス（豊田市ホームページのトップページのお役立ちページ欄に掲載）」で地図を印刷することができますのでご利用ください。

(2) 計画平面図、緑化構造図等

ア 図面上で敷地面積、樹種名とその樹高及び本数、緑化面積並びに植栽基盤の面積等が確認できるよう作成してください。また、既設の緑化施設を含めて優良な緑化の評価をする場合は、既設の緑化施設についても同様に作成してください。

イ 芝、地被植物などの場合は、植栽密度（〇分張、〇株/m²、〇本/mなど）を記入してください。

ウ 面積等が確認できるように計算式を記入してください。面積の計算方法に指定はありませんが、できれば面積の確認がしやすい縦横、三斜、ヘロンをお願いします。

エ CAD計測の場合は、CAD計測により算出した旨を明記してください。また、事業実績報告時は、計画図でなく実測図により計測してください。

オ 緑化資材、灌水施設などを使用する場合は、その製品の詳細図やカタログを添付してください。

カ 傾斜した場所に芝等を施工する場合には、緑化面積は水平投影面積で算出し、実際の施工面積は傾距離で算出することから、事業費に計上した芝等の面積が緑化面積を大きく上回る場合には、水平投影面積及び斜距離による面積の2通りを記入してください。この場合、面積計算の始点及び終点は同じ点とします。

(3) 緑化工事の見積書

ア 概算見積書でなく、内容を精査した見積書です。

イ 見積り者の押印がある申請者あての見積書です。

ウ 見積書に補助対象外の工事が含まれていても構いませんが、可能であれば、申請に係る緑化工事のみを見積書をお願いします。見積書に補助対象外の工事が含まれている場合は、補助対象となる工事、諸経費などが分かるように作成してください。

(4) 現況写真

ア 緑化工事着手前の状況が分かるように撮影してください。

イ 工事黒板等を入れないで撮影してください。

ウ 撮影方向が分かるように図面等に記入してください。

(5) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書

緑化施設の所有権が申請者にあり、植栽の管理を委託する場合は不要です。申請時は、案でも構いません。事業完了後でもよいので、取決め書が交わされた時点で正式な取決め書（写）を提出してください。定められた様式はありませんが、記載する内容は以下のとおりです。

①補助を受けて整備した緑化施設を適切に維持管理すること。

②補助金を交付した年度から5年が経過した年度に、「みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書」（様式第9号）を提出すること。

③上記の要件を満たさない場合は、補助金の返還請求がある可能性があること。

(6) 敷地等の所有者の事業承諾書

申請者が緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合に添付してください。定められた様式はありませんが、記載する内容は以下のとおりです。

- ①申請者が所有者の敷地等で緑化施設の整備をすることを承諾していること。
- ②申請者がみどりのまちづくり推進事業の申請をすることを承諾していること。

※ 作成例を参考にしてください。

(7) 組織申請

添付書類は、会員名簿（様式第 11 号）を除き、所有者ごとに分けて作成してください。

(8) 納税証明書

納税証明書の添付は不要です。

豊田市に納税義務がなかった申請者の場合は、添付不要です。その場合、豊田市に納税義務がなかったことを記載した書面を添付してください。

※ 作成例を参考にしてください。

(9) 敷地面積根拠資料

測量図など面積求積図を添付してください。面積求積図の代わりに土地登記簿、建築行為を伴う場合は建築確認申請書（写）を添付していただいても構いません。

(10) 役員名簿

補助金交付申請額が 100 万円以上となる場合は、警察署へ暴力団排除に関する照会（暴力団関係者でないかの確認）をする必要があるため、法人登記簿や定款等に記載されている役員全員の役職名、氏名（ふりがな）、生年月日、性別、住所を記載したものを添付してください。定められた様式はありません。ただし、申請者が法人以外の団体（組織申請、地域住民による任意団体など）の場合で会員名簿（様式第 11 号）を提出する場合は、不要です。

※ 作成例を参考にしてください。

(11) 着手前・施工中・完了写真

ア 着手前・施工中・完了後の写真を添付してください。

イ 給水管、地下支柱、土壌改良厚さなど、工事完了後、確認することができないものは、必ず写真で寸法等が確認できるよう、施工中に対象物にスタッフを当てるなどして撮影してください。

ウ 着手前及び完了写真には、工事黒板等を入れないでください。

エ 表示板の近景と遠景の写真を撮影してください。

オ 撮影方向が分かるように平面図等に記入してください。

カ 完了写真は、豊田市ホームページにおける事例紹介で使用します。

(12) 表示板

ア 設置場所は、緑化事業を実施した敷地内の不特定多数の人が見ることが出来る道路付近としてください。

イ 表示板の大きさ、材質及び設置場所が分かるよう、図面等に記入してください。

ウ 大きさは、縦 21cm 以上、横 30cm 以上を標準とします。

エ 材質は、耐候性及び耐久性に富み、容易に破損しないものを用いてください。（アルミ複合板、ステンレス板など）

オ 個人宅の申請に限り、申請者の記入は不要です。

カ 優良な緑化評価項目で「緑化施設が存在する敷地等に、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができる」を選択した場合は、立ち入ることができる日や時刻、事前連絡の要否等を記入してください。

(13) 変更承認申請書

事業内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。ただし、軽微な変更の場合は、提出不要です。

補助金が減額となる変更の場合は、変更内容に関わらず必ず提出する必要があります。

(14) 緑化工事の領収書（写）

ア 工事請負者の押印がある申請者あての領収書（写）です。

イ 領収書に補助対象外の工事費用が含まれる場合は、補助対象となる工事費が分かるように内訳を書いてください。

(15) 事業実績報告書

ア 緑化面積は、図上計算でなく実測値で計算してください。

イ 申請内容に変更がある場合は、変更前と変更後の数値を上下2段書きする、変更箇所を赤色で表示するなどして、変更内容が分かるように作成してください。

ウ 緑化工事費に変更がある場合は、変更見積書を添付してください。変更前と変更後の数値を上下2段書きする、変更箇所を赤色で表示するなどして、変更内容が分かるように作成してください。

エ 補助金に係る消費税等仕入額控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入額控除税額を減額して報告してください。

(16) 完了検査

ア 現地検査を行いますので、完了検査日までに現地に図面上の面積計算の始点及び終点となる目印を設置してください。

イ 申請内容について説明ができる方の立会いをお願いします。

ウ 現地検査用の図面を1部用意してください。

エ あいち森と緑づくり税を財源とする緑の街並み推進事業の対象となっている場合は、現地検査は、市の検査と県の検査の2回となります。

(17) 状況報告書

補助金の交付を受けた年度から5年を経過した年度に、「みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書」（様式第9号）を提出してください。

(18) 消費税等仕入控除税額報告書

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入額控除税額の確定後、速やかに提出してください。補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出してください。提出後、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。

5 交付対象となる緑化施設の種類

交付対象となる緑化施設の種類の種類は、下表のとおりです。

緑化施設の種類の種類	みどりのまちづくり推進事業補助金	緑化地域制度
樹木 (S1)	○	○
芝、その他地被植物 (S2)	○	○
池、水流等 (S3)	×	○
菜園、花壇 (S4)	×	△
土留、園路 (S5)	△	△
修景施設 (S5)	×	△
屋上緑化 (S6)	○	○
壁面緑化 (S7)	○	○

○：計上可 △：計上可（要件あり） ×：計上不可



$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S5 + S6 + S7$$

(樹木) (芝・地被) (土留・園路等) (屋上) (壁面)

6 緑化面積の算出方法

- ①緑化面積の算出方法は、豊田市緑化地域制度における緑化面積の算出方法に準じます。
- ②緑化面積は、水平投影面積（水平距離）で計算するため、傾斜地に緑化工事を行った場合は、実際に施工した面積より小さくなります。
- ③緑化面積の端数は、切り捨て、構造物等の控除面積は、切り上げ処理とします。

(1) 屋上緑化

- ア 建築物に屋上緑化を行うときは、耐荷重、耐震性等に係る安全性を確認し、事業計画書及び事業実績書に確認を行った旨を記入してください。
- イ 他の緑化事業と併せて行うときは、屋上緑化のみで1 m²以上の緑化施設を整備してください。

(2) 壁面緑化

- ア 建築物に壁面緑化を行うときは、耐荷重、耐震性等に係る安全性を確認し、事業計画書及び事業実績書に確認を行った旨を記入してください。
- イ つる性植物を使用するときは、3株/m以上の植栽をしてください。
- ウ 他の緑化事業と併せて行うときは、壁面緑化のみで1 m²以上の緑化施設を整備してください。

(3) 空地緑化

- ア 建築物その他構造物の水平投影面積と重なる部分は、緑化面積として計上することはできません。
- イ 他の緑化事業と併せて行うときは、空地緑化のみで1 m²以上の緑化施設を整備してください。

(4) 駐車場緑化

- ア 車輪による踏圧部又は区画全体に対し、芝生保護材等により保護を行い、又は区画全体に踏圧基盤土壌等を使用してください。
- イ 身体障がい者用に区画に対しては、緑化工事を行わないでください。
- ウ エンジン熱の影響が想定される箇所については、できる限り緑化を避けてください。

(5) 生垣設置

- ア 健全な常緑植栽を基本とし、2本/m以上の植栽をしてください。
- イ 植栽時の樹高は、0.8m以上とします。

(6) 緑化補助資材を使用する場合の緑化面積

緑化駐車場等で緑化補助資材を使用して緑化する場合は、次の計算式により緑化面積を算出します。

- a 緑化率が64パーセント以上の緑化補助資材を使用する場合
緑化面積＝緑化補助資材の設置面積×0.8
- b 緑化率が64パーセント未満の緑化保護資材を使用する場合
緑化面積＝緑化補助資材の設置面積×使用する製品の緑化率×1.25

7 記入例及び作成例

記入例

様式第1号 (第6条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

申請者
住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇

法人の場合は、代表者の生年月日を記入

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名及び生年月日)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請年度を記入

令和〇〇年度みどりのまちづくり推進事業補助金交付申請書

令和〇〇年度においてみどりのまちづくり推進事業を実施したいので、みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

事業を行う場所が複数の土地にまたがる場合は、すべての地番を列記するか又は「ほか〇筆」と記入

- 1 事業の名称 みどりのまちづくり推進事業
- 2 事業実施場所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番ほか〇筆
- 3 補助対象事業費 金 2,720,520 円
- 4 補助金交付申請額 金 1,360,000 円
- 5 事業予定期間 着手予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

着手予定年月日は、審査に2~3週間程度かかるため、その期間を考慮して記入

- 6 緑化施設の管理者 (申請者と将来の管理者が異なる場合)

住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇〇〇〇管理組合

将来の緑化施設の所有権が申請者でなくなる場合に記入 (例：分譲共同住宅など) (申請者が管理を委託する場合を除く)

- 7 緑化施設を設置する敷地の所有者 (申請者と土地所有者が異なる場合)

住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇

実施場所が、申請者が所有する土地でない場合に記入 (親族の場合を含む)

- 8 消費税法上での申請者申告欄

私は、下記の (1) にあてはまる申請者であるため、交付対象事業費に消費税等を含めた金額で申請します。

申請者が下表に該当する場合、該当する番号を記入

①	個人事業者ではない個人
②	消費税法における納税義務者とならない事業者
③	免税事業者
④	簡易課税事業者
⑤	国もしくは地方公共団体 (特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表3に掲げる法人
⑥	国又は地方公共団体の一般会計である事業者
⑦	課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

9 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

〈法人番号〉 ※不明な場合は国税庁HP「法人番号公表サイト」でご確認下さい。

法人番号 (13桁)												

補助金交付申請時

事業 **計画**・実績書

着手予定年月日は、審査に2~3週間かかるため、その期間を考慮して記入

申請者名	○○○○		
事業名等	みどりのまちづくり推進事業		
事業(予定)期間	令和○○年○○月○○日~令和○○年○○月○○日		
事業実施場所	豊田市○○町○○丁目○○番地ほか○筆		
土地利用状況	<input type="radio"/> 市街化区域(住居系の用途地域) 市街化区域(商業系の用途地域) <input type="radio"/> 市街化区域(工業系の用途地域) 市街化調整区域で50戸連たん地区 <input type="radio"/> DID地区 その他()		
他の法令等による 緑化義務の有無	無 有		
※「有」の場合は右の欄を記入。 工場立地法担当課確認(市処理欄) 年 月 日 印	<input checked="" type="checkbox"/> 豊田市緑化推進条例 (工場立地法の届出数値を記入(交付申請の数値と異なってもよい)) 緑化率等適合証明申請の申請中・緑化率等適合証明通知書の写しを添付 緑化施設等工事完了届の届出中・緑化施設等工事完了確認証明通知書の写しを添付 <input type="checkbox"/> 工場立地法 (以下は届出内容を記入) 緑地面積率 _____ % ・ 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 _____ % <input type="checkbox"/> その他()		
事業費	2,720,520 円	財源 内訳	補助金申請額 1,360,000 円 申請者負担額 1,360,520 円
※別紙事業費総括表により記入。 変更がある場合は、交付決定額を()の中に記入。	()		()
評価項目 (優良な緑化の要件)	公開性	緑化施設が存在する敷地等に不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができる 市ホームページにおける氏名、町名及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データ提出に同意できる(個人宅に係る申請に限る) 緑化施設の状況を、自身のホームページ等で公開できる(向こう5年間は最低6か月に1回の頻度で更新ができる場合に限る) [URL:] 公道に50%以上接している(生垣設置の場合に限る。)	
	面積又は延長	<input type="radio"/> 緑化面積の合計が150㎡以上ある 【注意事項(1)を参照】 <input type="radio"/> 延長が75m以上ある(生垣設置の場合に限る。) 【注意事項(1)を参照】	
	緑化率	<input type="radio"/> 緑化率が15%以上ある 【注意事項(1)(2)を参照】	
	植栽率	<input type="radio"/> 植栽率が25%以上ある	
	市ホームページでの氏名等公開 (法人の場合は「同意します」に、個人の場合どちらかに○をつける)	事業完了後、氏名及び住所を市ホームページに掲載することに 同意します 同意しません	
敷地面積	785.25 ㎡ ①		
新設緑化面積等	6.2 ㎡ (0 ㎡) (6.2 ㎡) ※耐荷重等に関する安全性確認 耐荷重・耐震性確認済み ○○kg/㎡確保		
屋上緑化面積(うち中高木(うち樹木))	10.5 ㎡ (0 ㎡) (0 ㎡) ※耐荷重等に関する安全性確認 耐荷重・耐震性確認済み		
壁面緑化面積(うち中高木(うち樹木))	100.3 ㎡ (68.0 ㎡) (83.0 ㎡)		
空地緑化面積(うち中高木(うち樹木))	50.5 ㎡ (0 ㎡) (0 ㎡)		
駐車場緑化面積(うち中高木(うち樹木))	167.5 ㎡ ② (68.0 ㎡) ③ (83.0 ㎡) ④		
緑化面積計(うち中高木(うち樹木))	21.3 % ②/①		
緑化率	40.5 % ③/② (40.5 %) ④/②		
中高木植栽率(植栽率)	50.7 m ⑤ (15.0 m) ⑥		
生垣延長(うち公道に接する延長)			

(裏)

既設の緑化施設を含めて優良な緑化の評価を行う場合は、記入

既設の緑化施設がある場合のみ記入してください。

既設緑化面積(うち中高木)(うち樹木)		m ² ① (m ² ② (m ² ③
既設の生垣延長		m ④
既設緑化面積等を 含む値	緑化面積	m ² ⑦ …①+②
	緑化率	% ⑦/①
	中高木植栽率(植栽率)	% (③+②)/⑦ (%) (④+③)/⑦
	生垣延長	m ⑤+④

【 注意事項 】

- (1) 第4条第13項(工場立地法関係)において、緑化義務の範囲内を含め補助の対象とする場合には、評価項目「面積又は延長」及び「緑化率」に該当しても○をつけることができません。(項目選択欄を斜線で消してください。)
- (2) 第4条第3項(豊田市緑化推進条例関係)に該当する場合には、評価項目「緑化率」に該当しても○をつけることができません。(項目選択欄を斜線で消してください。)
- (3) 事業実績報告後、事業の申請概要や写真等を市ホームページで公開します。個人宅に係る申請に限り、市ホームページでの氏名等公開について「同意しません」を選択することができます。この場合、市ホームページには「〇〇地区A氏邸」等と掲載します。ただし、優良な緑化の評価項目の「公開性」で「市ホームページにおける氏名、町名及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データ提出に同意できる」を選択した場合、市ホームページでの氏名等公開について「同意しません」を選択することはできません。
- (4) みどりのまちづくり推進事業補助金における緑化面積には、花壇、水流、池等の面積を計上することができません。
- (5) 生垣を植栽の水平投影面積等により緑化面積を計上する場合には、生垣設置として計上することはできません。

完了実績報告時

事業計画 **実績** 書

事業費に変更がある場合は、()内に変更前の金額を記入
 【補助金申請額】
 ・事業費が増額の場合：補助金額に変更なし
 ・事業費が減額の場合：補助金額を減額

申請者名	〇〇〇〇			
事業名等	みどりのまちづくり推進事業			
事業(予定)期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日			
事業実施場所	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地ほか〇筆			
土地利用状況 ※該当する箇所に〇印をつける。	<input type="radio"/> 市街化区域(住居系の用途地域)	市街化区域(商業系の用途地域)		
	<input type="radio"/> 市街化区域(工業系の用途地域)	市街化調整区域で50戸連たん地区		
	<input type="radio"/> DID地区	その他()		
他の法令等による 緑化義務の有無 ※「有」の場合は右の欄を記入。 工場立地法担当課確認(市処理欄) 年 月 日 印	無	<input checked="" type="checkbox"/> 豊田市緑化推進条例 [緑化率等適合証明申請の申請中・緑化率等適合証明通知書の写しを添付 緑化施設等工事完了届の届出中・緑化施設等工事完了確認証明通知書の写しを添付]		
	有	<input type="checkbox"/> 工場立地法 (以下は届出内容を記入) 緑地面積率 _____ % ・ 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 _____ % <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業費 ※別紙事業費総括表により記入。 変更がある場合は、交付決定額を()の中に記入。	2,862,240 円 (2,720,520)	財源 内訳	補助金申請額 1,360,000 円 () 申請者負担額 1,502,240 円 (1,360,520)	
	評価項目 (優良な緑化の要件) *該当箇所に全て〇印をつける。	公開性	緑化施設が存在する敷地等に不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができる	
市ホームページにおける氏名、町名及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データ提出に同意できる (個人宅に係る申請に限る)				
緑化施設の状況を、自身のホームページ等で公開できる (向こう5年間は最低6か月に1回の頻度で更新ができる場合に限る) [URL : _____]				
公道に50%以上接している(生垣設置の場合に限る。)				
面積又は延長		<input type="radio"/>	緑化面積の合計が150㎡以上ある 【注意事項(1)を参照】 延長が75m以上ある(生垣設置の場合に限る。) 【注意事項(1)を参照】	
緑化率	<input type="radio"/>	緑化率が15%以上ある 【注意事項(1)(2)を参照】		
植栽率	<input type="radio"/>	植栽率が25%以上ある		
市ホームページでの氏名等公開 (法人の場合は「同意します」に、 個人の場合どちらかに〇をつける)	事業完了後、氏名及び住所を市ホームページに掲載することに 同意します 同意しません 【注意事項(3)を参照】			
敷地面積	785.25 ㎡ ①			
新設緑化面積等	屋上緑化面積(うち中高木)(うち樹木)	6.2 ㎡	(0 ㎡)	(6.2 ㎡)
	※耐荷重等に関する安全性確認	耐荷重・耐震性確認済み ○○kg/㎡確保		
	壁面緑化面積(うち中高木)(うち樹木)	10.5 ㎡	(0 ㎡)	(0 ㎡)
	※耐荷重等に関する安全性確認	耐荷重・耐震性確認済み		
	空地緑化面積(うち中高木)(うち樹木)	100.3 ㎡	(68.0 ㎡)	(83.0 ㎡)
	駐車場緑化面積(うち中高木)(うち樹木)	50.5 ㎡	(0 ㎡)	(0 ㎡)
	緑化面積計(うち中高木)(うち樹木)	167.5 ㎡ ②	(68.0 ㎡) ③	(83.0 ㎡) ④
	緑化率	21.3 % ②/①		
	中高木植栽率(植栽率)	40.5 % ③/② (40.5 %) ④/②		
生垣延長(うち公道に接する延長)	50.7 m ⑤	(15.0 m) ⑥		

(裏)

既設の緑化施設を含めて優良な緑化の評価を行う場合は、記入

既設の緑化施設がある場合のみ記入してください。

既設緑化面積(うち中高木)(うち樹木)		m ² ① (m ² ② (m ² ③
既設の生垣延長		m ④
既設緑化面積等を 含む値	緑化面積	m ² ⑦ …①+②
	緑化率	% ⑦/①
	中高木植栽率(植栽率)	% (③+②)/⑦ (%) (④+③)/⑦
	生垣延長	m ⑤+④

【 注意事項 】

- (1) 第4条第13項(工場立地法関係)において、緑化義務の範囲内を含め補助の対象とする場合には、評価項目「面積又は延長」及び「緑化率」に該当しても○をつけることができません。(項目選択欄を斜線で消してください。)
- (2) 第4条第3項(豊田市緑化推進条例関係)に該当する場合には、評価項目「緑化率」に該当しても○をつけることができません。(項目選択欄を斜線で消してください。)
- (3) 事業実績報告後、事業の申請概要や写真等を市ホームページで公開します。個人宅に係る申請に限り、市ホームページでの氏名等公開について「同意しません」を選択することができます。この場合、市ホームページには「〇〇地区A氏邸」等と掲載します。ただし、優良な緑化の評価項目の「公開性」で「市ホームページにおける氏名、町名及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データ提出に同意できる」を選択した場合、市ホームページでの氏名等公開について「同意しません」を選択することはできません。
- (4) みどりのまちづくり推進事業補助金における緑化面積には、花壇、水流、池等の面積を計上することができません。
- (5) 生垣を植栽の水平投影面積等により緑化面積を計上する場合には、生垣設置として計上することはできません。

該当する区分欄のプルダウンリストから〇を選択する

事業費総括表

区分	面積・延長	補助対象事業費	補助率における金額	平均単価	補助金限度額	補助金交付申請額
	① 【注1】 (m ² ・m)	② (円)	③=②×補助率 (円)	②/① (円)	④=①×上限額 【注2】 (円)	⑤=③又は④のいずれか低い金額(円)
屋上緑化	6.2	96,120	48,060	15,504	186,000	48,060
壁面緑化	10.5	146,880	73,440	13,989	315,000	73,440
空地緑化	100.3	449,280	224,640	4,480	1,504,500	224,640
駐車場緑化	50.5	1,623,240	811,620	23,025	1,410,000	811,620
生垣設置	50.7	405,000	202,500	7,989	253,500	202,500
計	面積 167.5 延長 50.7	2,720,520	自動計算		自動計算	1,360,260

補助対象区分
*いずれか1つに〇をつけてください。

- 都心中心部の敷地における個人申請 (補助率5/10以内)
- 都心中心部の敷地における組織申請 (補助率6/10以内)
- グリーンプロムナードに接する敷地における個人申請 (補助率8/10以内)
- グリーンプロムナードに接する敷地における組織申請 (補助率9/10以内)
- 上記以外の敷地における申請 (補助率5/10以内)

補助対象区分に〇を付け、①を入力すると自動計算
・③と④は、小数点以下1桁目切り捨て
・平均単価は、小数点以下1桁目切り上げ

緑化面積を入力
(小数点以下2桁目切り捨て)

①を入力すると「事業費内訳明細書」の「補助対象事業費金額」を自動表示

【注1】 面積・延長欄は、小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁で記入してください。
 【注2】 屋上緑化及び壁面緑化の上限額は30,000円/m²、空地緑化の上限額は15,000円/m²、駐車場緑化の上限額は20,000円/m²、生垣設置の上限額は5,000円/mです。ただし都心中心部の敷地は交付要綱別表第2、グリーンプロムナードに接する敷地は同別表第3によります。
 【注3】 審査の結果、交付決定金額が補助金対象総額を下回る場合があります。

補助金交付申請総額【注3】
(⑤の計を千円未満切り捨てる)
1,360,000

(表)

事業費内訳明細書

《屋上》

①植栽費		【材料】 植付植物、支柱など 【材料以外】 植付手間、支柱設置手間など			
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
低木	20	本	1,300	26,000	H=0.5
地被類(芝を除く)	70	株	150	10,500	64株/m ²
↑		↑		↑	↑
該当する項目をプルダウンリストから選択 (樹木は、完了時の樹高で分類)				自動計算	規格等を入力
見積書の内容を入力 (樹木の単価が上限額を超える場合は、高さ4m以上の樹木は15万円、高さ4m未満の樹木は6万円で計算)					
				自動計算	
小計A				36,500	

②屋上緑化資材費		【材料】 屋上緑化資材 (パネル、コンテナ、軽量土壌、防根シートなど) 【材料以外】 上記の設置費用			
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
人工土壌	2.5	m ³	7,000	17,500	t=40cm
小計B				17,500	

③灌水設備費		【材料】 立水栓、散水栓、電磁弁、給水管など 【材料以外】 上記の設置費用			
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
灌水ホース	7	m	2,500	17,500	
小計C				17,500	

(裏)

④表示板設置費 【材料】 「豊田市みどりのまちづくり推進事業」により整備した旨を示す表示板 【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D	/	/	/		/

⑤その他 緑化事業ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費、決まっていない場合は諸経費を金額の割合で案分した金額を入力					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
諸経費	1	式	17,500	17,500	
小計E	/	/	/	17,500	/

合計 (A～Eの計)	89,000	自動計算
消費税率 【注意12】	1.08	
補助対象事業費	96,120	

プルダウンリストから選択
 ・事業費に消費税を含まない場合：「1.00」を選択
 ・事業費に消費税を含む場合：「1.08」を選択

【記入上の注意事項】

- 「①植栽費」の項目欄の左側には植物の分類を、右側には植物の名称を、備考欄には樹木の場合に高さ(H)や支柱の種類等を記入し、単価欄には客土や支柱を含んだ価格を記入してください。なお、植物の名称・数量・高さは緑化計画平面図などでも確認できるようにしてください。
- 地被植物(芝を除く)により緑化を行う場合には、1～2年草でないことを示す資料(図鑑等の写し)を1部添付してください。
- 屋上緑化では主に特殊な軽量土壌を使用するため、客土は「①植栽費」ではなく、「②屋上緑化資材費」に記入してください。
- 防水対策費、排水ドレーン改良費は補助対象になりません。
- 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。
- 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。
- 樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本を上限とします。
- 緑化資材や灌水施設等を設置する際は、そのカタログ等の写しを3部添付してください。
- 排水施設は原則として補助対象外ですが、植栽用に灌水した水を排水するための施設に限り補助対象になります。
- 諸経費は「⑤その他」に記入してください。
- 消費税率欄は、事業費に消費税を含めることができる場合は1.08、消費税を含めることができない場合は1.00を記入してください。

(表)

事業費内訳明細書

《壁面》

①植栽費		【材料】 植付植物、客土、肥料、支柱など 【材料以外】 植付手間、客土投入・混合手間、支柱設置手間など			
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
地被類(芝を除く) ナツズタ	30	株	300	9,000	3株/m
↑ 該当する項目をプルダウンリストから選択 (樹木は、完了時の樹高で分類)		↑		↑ 自動計算	↑ 規格等を入力
緑化事業ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費 (樹木の単価が上限額を超える場合は、高さ4m以上の 樹木は15万円、高さ4m未満の樹木は6万円で計算)					
				自動計算	
小計A				9,000	

②壁面緑化資材費		【材料】 壁面緑化資材 (メッシュパネル、コケマットなど) 【材料以外】 上記の設置費用			
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
壁面緑化パネル	10	枚	10,000	100,000	設置費込
小計B				100,000	

③灌水設備費		【材料】 立水栓、散水栓、電磁弁、給水管など 【材料以外】 上記の設置費用			
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計C					

(裏)

④表示板設置費					
【材料】「豊田市みどりのまちづくり推進事業」により整備した旨を示す表示板					
【材料以外】上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					

⑤その他					
区分ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費、 決まっていない場合は諸経費を金額の割合で案分した金額を入力					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
諸経費	1	式	27,000	27,000	
小計E				27,000	

合計 (A～Eの計)	136,000	自動計算
消費税率 【注意10】	1.08	
補助対象事業費	146,880	

プルダウンリストから選択
・事業費に消費税を含まない場合：「1.00」を選択
・事業費に消費税を含む場合：「1.08」を選択

【記入上の注意事項】

- 「①植栽費」の項目欄の左側には植物の分類を、右側には植物の名称を、備考欄には樹木の場合に高さ(H)等を記入し、単価欄には客土を含んだ価格を記入してください。
なお、植物の名称・数量・高さは緑化計画平面図などでも確認できるようにしてください。
- 地被植物(芝を除く)により緑化を行う場合には、1～2年草でないことを示す資料(図鑑等の写し)を1部添付してください。
外壁から50cm以内に整備する生垣やエスパリエは《空地》シートに入力してください。
- 壁面緑化と空地緑化の基盤が一体である場合は、《空地》シートの「①植栽費」で計上することもできます。
- 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。
(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- 植物と壁面緑化資材が一体のもの(コケマットなど)は「②壁面緑化資材費」に入力してください。
- 緑化資材や灌水施設等を設置する際は、そのカタログ等の写しを3部添付してください。
- 排水施設は原則として補助対象外ですが、植栽用に灌水した水を排水するための施設に限り補助対象になります。
- 諸経費は「⑤その他」に記入してください。
- 消費税率欄は、事業費に消費税を含めることができる場合は1.08、消費税を含めることができない場合は1.00を記入してください。

(表)

事業費内訳明細書

《空地》

①植栽費		【材料】 植付植物、客土、肥料、支柱など 【材料以外】 植付手間、客土投入・混合手間、支柱設置手間など				
項目		数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
高木	ヤマボウシ	1	本	80,000	80,000	H=5.0、支柱込
中高木	ヤマザクラ	2	本	15,000	30,000	H=3.0、支柱込
中高木	イロハモミジ	2	本	18,000	36,000	H=3.0、支柱込
中木	アジサイ	3	本	9,000	27,000	H=1.0
低木	ヒラドツツジ	15	本	800	12,000	H=0.5
地被類(芝を除く)	タマリユウ	100	株	150	15,000	64株/m ²
芝	高麗芝	20	束	1,100	22,000	1束/m ²
その他	植栽客土	6	m ³	7,000	42,000	
↑					↑	↑
該当する項目をプルダウンリストから選択 (樹木は、完了時の樹高で分類)					自動計算	規格等を入力
緑化事業ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費 (樹木の単価が上限額を超える場合は、高さ4m以上の 樹木は15万円、高さ4m未満の樹木は6万円で計算)						
					自動計算	
小計A					↓ 264,000	

②灌水設備費		【材料】 立水栓、散水栓、電磁弁、給水管など 【材料以外】 上記の設置費用				
項目		数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
自動灌水器		1	個	15,000	15,000	
灌水ホース		30	m	800	24,000	
設置費		1	式	10,000	10,000	
小計B					49,000	

(裏)

③表示板設置費					
【材料】「豊田市みどりのまちづくり推進事業」により整備した した旨を示す表示板					
【材料以外】上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
表示板設置	1	式	20,000	20,000	アルミ複合板
小計C				20,000	

④その他					
区分ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費、 決まっていない場合は諸経費を金額の割合で案分した金額を入力					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
諸経費	1	式	83,000	83,000	
小計D				83,000	

		自動計算
合計 (A～Dの計)	416,000	
消費税率 【注意10】	1.08	
補助対象事業費	449,280	

【記入上の注意事項】

- 「①植栽費」の項目欄の左側フルダウンリストから選択
フルダウンリストから選択
・事業費に消費税を含まない場合:「1.00」を選択
・事業費に消費税を含む場合:「1.08」を選択
称を、備考欄には樹木の場合に高さ(H)や支柱の種類等を記入し、単価欄には客土や支柱を含んだ価格を記入してください。なお、植物の名称・数量・高さは緑化計画平面図などでも確認できるようにしてください。
- 地被植物(芝を除く)により緑化を行う場合には、1～2年草でないことを示す資料(図鑑等の写し)を1部添付してください。
- 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。
(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。
- 樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本を上限とします。
- 緑化資材や灌水施設等を設置する際は、そのカタログ等の写しを3部添付してください。
- 排水施設は原則として補助対象外ですが、植栽用に灌水した水を排水するための施設に限り補助対象になります。
- 諸経費は「④その他」に記入してください。
- 消費税率欄は、事業費に消費税を含めることができる場合は1.08、消費税を含めることができない場合は1.00を記入してください。

(裏)

④表示板設置費					
【材料】 「豊田市みどりのまちづくり推進事業」により整備した旨を示す表示板					
【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計D					

⑤その他					
区分ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費、 決まっていない場合は諸経費を金額の割合で案分した金額を入力					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
諸経費	1	式	542,000	542,000	
小計E				542,000	

		自動計算
合計 (A～Eの計)	2,711,000	←
消費税率 【注意9】	1.08	↗
補助対象事業費	2,927,880	←

プルダウンリストから選択
・事業費に消費税を含まない場合：「1.00」を選択
・事業費に消費税を含む場合：「1.08」を選択

【記入上の注意事項】

- 「①植栽費」の項目欄の左側には植物の分類を、右側には植物の名称を記入し、単価欄には客土等を含んだ見積価格を記入してください。なお、植物の名称・数量は緑化計画平面図などでも確認できるようにしてください。
- 地被植物（芝を除く）により緑化を行う場合には、1～2年草でないことを示す資料（図鑑等の写し）を1部添付してください。
- 舗装の撤去費用や処分費は補助対象になりません。
(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- 駐車場緑化資材を使用しない緑化（車止めの背後や駐車場周りの植栽など）は、原則として《空地》シートに入力してください。
- 緑化資材や灌水施設等を設置する際は、そのカタログ等の写しを3部添付してください。
- 排水施設は原則として補助対象外ですが、植栽用に灌水した水を排水するための施設に限り補助対象になります。
- 諸経費は「⑤その他」に記入してください。
- 消費税率欄は、事業費に消費税を含めることができる場合は1.08、消費税を含めることができない場合は1.00を記入してください。

(裏)

③表示板設置費					
【材料】 「豊田市みどりのまちづくり推進事業」により整備した した旨を示す表示板 【材料以外】 上記の設置費用					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
小計C					

④その他					
区分ごとの諸経費が決まっている場合はその諸経費、 決まっていない場合は諸経費を金額の割合で案分した金額を入力					
項目	数量	単位	単価 (材工共)	金額	備考
諸経費	1	式	75,000	75,000	
小計D					

自動計算

合計 (A~Dの計)	375,000
消費税率 【注意10】	1.08
補助対象事業費	405,000

プルダウンリストから選択
・事業費に消費税を含まない場合：「1.00」を選択
・事業費に消費税を含む場合：「1.08」を選択

【記入上の注意事項】

- 「①植栽費」の項目欄の左側には樹木の分類を、右側には樹木の名称を、備考欄には樹木の
高さ(H)や支柱の種類等を記入し、単価欄には客土や支柱を含んだ価格を記入してください。
なお、樹木の名称・数量・高さは緑化計画平面図などでも確認できるようにしてください。
- 造成費用、伐採費用、処分費は補助対象になりません。
(客土投入に伴う残土の積込・運搬・処分費は補助対象です)
- 植栽基盤の整備のみでは補助対象になりません。
- 移植工事は植付時の費用のみ補助対象になります。
- 樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本を
上限とします。
- 生垣を空地緑化として計上する場合は「空地」シートに記入してください。ただし、生垣
との二重計上はできません。
- 緑化資材や灌水施設等を設置する際は、そのカタログ等の写しを3部添付してください。
- 排水施設は原則として補助対象外ですが、植栽用に灌水した水を排水するための施設に限
り補助対象になります。
- 諸経費は「④その他」に記入してください。
- 消費税率欄は、事業費に消費税を含めることができる場合は1.08、消費税を含めることが
できない場合は1.00を記入してください。

様式第3号 (第8条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

申請者

住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名及び生年月日)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請年度を記入

令和〇〇年度みどりのまちづくり推進事業計画変更承認申請書

交付決定通知書の日付、番号を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け豊〇〇発第〇〇〇〇号で交付決定のあったみどりのまちづくり推進事業について、下記のとおり計画を変更したいので、みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 ← 変更後の補助金申請額を記入

2 変更の理由 〇〇〇〇のため ← 変更の必要性が生じた理由を記入

3 変更計画の内容

変更事業ごとに補助金交付申請書の様式に変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

※交付額の増額はできません

表示板設置届出書

みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記の内容の表示板を設置します。

豊田市みどりのまちづくり推進事業により、 屋上、空地 の緑化整備を行いました。		整備した事業すべてを記入
なお、この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。		
令和〇〇年〇〇月	← 完了年月を記入	あいち森と緑づくり税を活用しない場合は、記入不要 (ご不明の場合は、緑の推進課にお問い合わせください)
申請者 株式会社 〇〇〇〇	← 個人申請の場合は、記入不要	

【備考】

- ・ 大きさは、縦21センチメートル以上、横30センチメートル以上を標準とする。
- ・ 材質は任意とするが、耐候性及び耐久性に富み、容易に破損しないものを用いること。
- ・ 申請時に、優良な緑化評価項目「公開性」の「(1) 緑化施設が存在する敷地等に、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができる」を選択した場合は、立ち入ることができる日や時刻、事前連絡の要否等を記入すること。

(注1) 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣のうち、整備した事業をすべて記入すること。

(注2) 「あいち森と緑づくり税」を活用しない場合は、この一文は不要とする。

(注3) 個人宅に係る申請に限り、申請者の記入は不要とする。

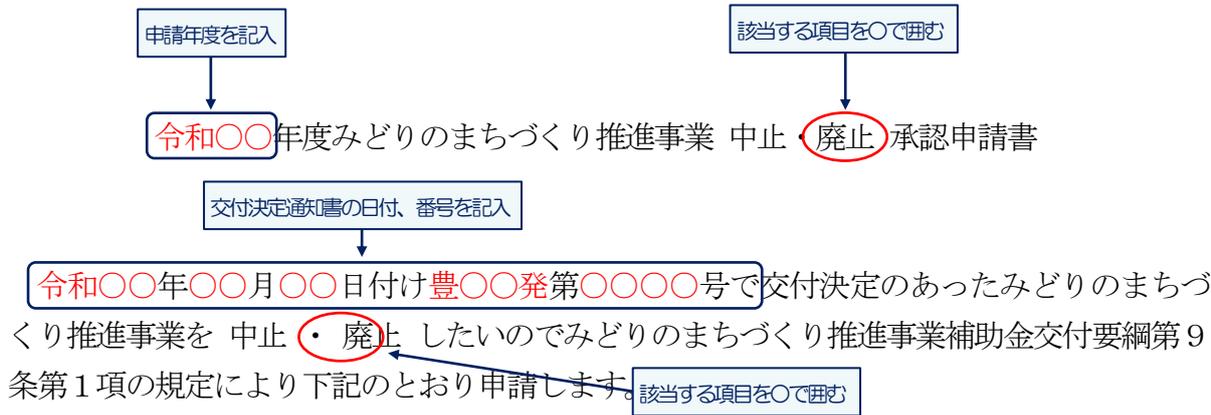
様式第5号 (第9条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

申請者
住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名及び生年月日)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



- 1 事業実施場所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地ほか〇筆
 - 2 補助金交付決定額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
 - 3 中止・廃止の理由 〇〇〇〇のため
- 変更又は廃止の必要が生じた理由を記入
- ・交付申請書 (変更承認申請書) の事業実施場所を記入
 - ・交付決定書 (変更決定書) の金額を記入

【中止】一時的に補助事業を中断すること
【廃止】補助事業自体をとりやめること

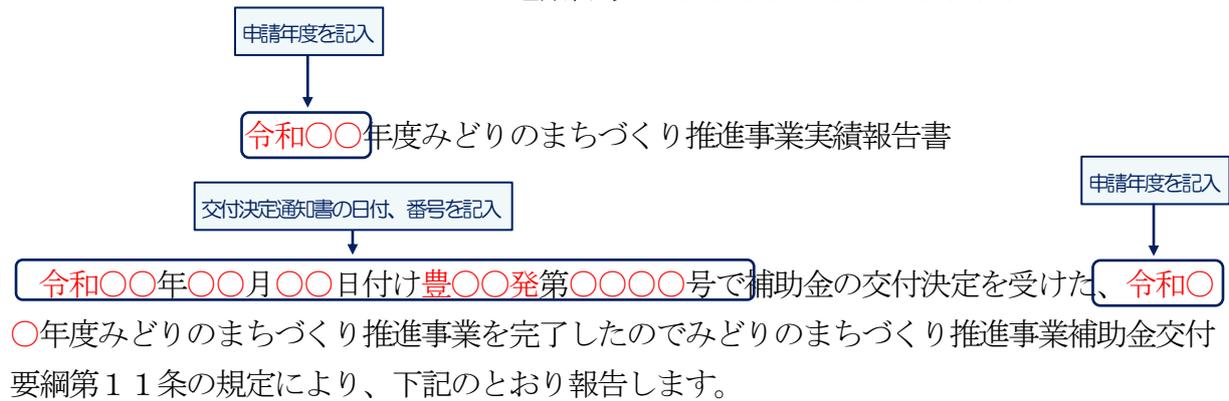
様式第7号 (第11条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

申請者
住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名及び生年月日)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



記

- 1 事業の名称 みどりのまちづくり推進事業づくり推進事業
- 2 事業実施場所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番ほか〇筆
- 3 補助金交付決定額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 4 事業完了日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 事業実績書 (様式第12号)
- (2) 事業に係る図面 (完了平面図、緑化構造図)
- (3) 写真 (着手前、施工中、完了後、表示板の設置が確認できるもの)
- (4) 市ホームページ公開用写真データ (JPEG形式、媒体はCD-ROM)
- (5) 事業費用支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業を完了した日を記入

・交付申請書 (変更承認申請書) の事業実施場所を記入
・交付決定書 (変更決定書) の金額を記入

様式第9号（第16条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

報告者
住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名及び生年月日)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

額確定通知書の日付、番号を記入

みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け豊〇〇発第〇〇〇〇号で補助金の交付額確定を受け補助金の交付を受けました緑化施設の状況について、みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1 事業の名称 | みどりのまちづくり推進事業 |
| 2 事業実施場所 | 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番ほか〇筆 |
| 3 補助金交付金額 | 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 |
| 4 事業完了日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 5 添付書類 | |
| (1) 事業場所の位置図 | ・完了実績報告書の事業実施場所及び事業完了日を記入
・額確定通知書の補助金確定額を記入 |
| (2) 状況写真 | |
| (3) 市ホームページ公開用写真データ（JPEG形式、媒体はCD-ROM） | |

(任意様式)

承 諾 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者

住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

私が所有する下記の土地において、申請者が「みどりのまちづくり推進事業」の補助金の交付を受け、緑化施設の整備を行うことを承諾します。

記

1 行為の場所

豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇、〇〇番

← 該当するすべての土地を記入

2 申請者

住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 〇〇〇〇

← 交付申請書と同じとなるように記入

定められた様式はありませんが、記載すべき内容は次のとおりです。

①申請者が所有者の土地を使用することの承諾

②申請者が「みどりのまちづくり推進事業」の申請をすることの承諾

(任意様式)

作成例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

納税証明書について

豊田市長様

豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇

私は、昨年まで豊田市に居住していなかったため、納税義務はありません。

【添付書類】

住民票

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

申請者

住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

（法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名及び生年月日）

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象事業全体設計承認申請書

全体設計に関して承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	みどりのまちづくり推進事業
事業実施場所	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番ほか〇筆
事業概要	□□□□□□□□□□□□□□□□
全体設計金額	別紙のとおり
事業年度ごとの 補助対象事業費	別紙のとおり
事業予定期間	着手 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日
承認を要する理由	□□□□□□□□□□□□□□□□

なお、この事業がみどりのまちづくり推進事業として予算措置されなかった場合は、申請者が支弁します。

- （添付書類） 1 事業位置図（1/25,000 程度）
2 計画平面図、緑化施設詳細図、現況写真
3 工程表（年度毎の工程、交付対象工事の実施時期がわかるもの）

この様式で申請できるのは、次の場合です。

新築又は改築する建築物の一部として整備する緑化施設の工事であって、緑化施設の部分の設計を分割することが困難又は著しく不経済であり、建築物の工事と一括して施行することが妥当である場合など、やむを得ないもの。

様式第17号（別紙）（第6条の2関係）

全体設計承認申請書 事業費総括表

事業の名称	みどりのまちづくり推進事業			摘要
	事業費（千円） 上段：全体、下段：交付対象			
費目	全体計画	令和○年度	令和○年度	
全体事業費	(39,000) 2,000	(32,000) 1,000	(7,000) 1,000	
本工事費	(39,000) 2,000	(32,000) 1,000	(7,000) 1,000	
建築工事	(35,000) 0	(30,000) 0	(5,000) 0	
緑化施設工事	(4,000) 2,000	(2,000) 1,000	(2,000) 1,000	
	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
合計	(39,000) 2,000	(32,000) 1,000	(7,000) 1,000	

（注）3ヶ年以上にわたる場合は、列を挿入して全体年度の内訳を記載すること。

複数年度にまたがる緑化工事について、各年度の内訳が分かるように記入してください。

年 月 日

豊田市長

報告者

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度みどりのまちづくり推進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった 年度みどりのまちづくり推進事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊田市みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 額の確定の通知額

円

2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額）

円

5 添付書類

3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

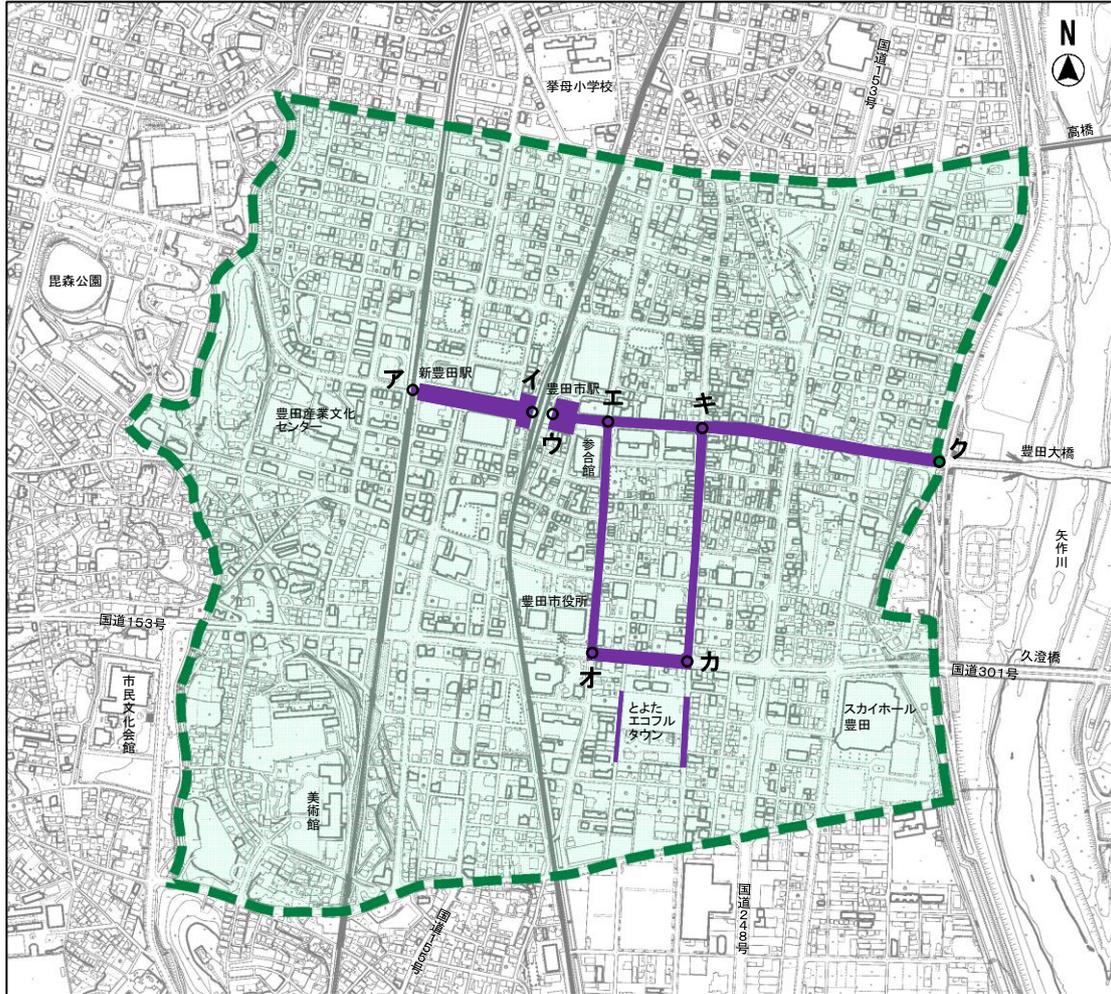
注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。

8 参考資料

(1) 用語の定義

緑化施設	植栽その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設のうち、この要綱の規定による補助金の交付を受けて設置するものをいう。
緑化事業	緑化施設の設置を行うことをいう。
都心中心部	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項の規定により定めた緑化地域をいう。
グリーンプロムナード	都市計画道路（以下「(都)」という。）豊田市停車場線、(都)公園線、(都)竹生線、(都)昭和町線、(都)久澄橋の各路線の一部の区域その他市長が別に定める区域をいう。
屋上緑化	建築物の屋上又は屋根における緑化事業をいう。
壁面緑化	壁面緑化
空地緑化	建築物その他の構造物の水平投影部分以外の部分における緑化事業のうち、駐車場緑化及び生垣設置以外のものをいう。
駐車場緑化	駐車場における緑化事業をいう。
生垣設置	樹高のほぼ均一な樹木を列植した垣根の設置をいう。
緑化面積	緑化施設の面積をいう。
植栽面積	緑化面積のうち、樹木によるものをいう。
組織申請	所有者の異なる敷地が5以上連続し、かつ、その所有者のうちの1人を代表とする組織が行う緑化事業に係る申請をいう。
緑化率	緑化面積の敷地面積に対する割合をいう。
植栽率	植栽面積の緑化面積に対する割合をいう。

(2) 都心中心部及びグリーンプロムナード



凡 例

—— 都心中心部(約196ha)

—— グリーンプロムナード

ア:(都)公園線と愛知環状鉄道の交点

イ:(都)公園線の終点

ウ:(都)豊田市停車場線の起点

エ:(都)昭和町線と(都)豊田市停車場線の交点

オ:(都)昭和町線と(都)久澄橋線の交点

カ:(都)竹生線と(都)久澄橋線の交点

キ:(都)竹生線と(都)豊田市停車場線の交点

ク:(都)豊田市停車場線と緑化地域の区域界の交点

<グリーンプロムナード>

グリーンプロムナードとは、都心の顔の象徴とし、緑あふれる都心形成をするために「緑の見える化」を図り、緑が連続する回遊空間を創出することを目的として位置付けられた路線をいい、(都)豊田市停車場線、(都)公園線、(都)竹生線、(都)昭和町線、(都)久澄橋線の各路線の一部、エコフルタウンを囲む路線等が該当します。

(3) 消費税法別表3

消費税法(昭和63年12月30日法律第108号 改正平成26年6月18日法律第72号)
別表第三

一 次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
委託者保護基金	商品先物取引法(昭和三十五年法律第二百三十九号)
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人	
医療法人(医療法(昭和三十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和三十七年法律第三十一号)
貸金業協会	貸金業法(昭和三十八年法律第三十二号)
学校法人(私立学校法(昭和三十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
企業年金基金	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)
企業年金連合会	
危険物保安技術協会	消防法(昭和三十三年法律第八十六号)
行政書士会	行政書士法(昭和三十六年法律第四号)
漁業共済組合	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和三十七年法律第三百四十六号)
漁船保険組合	漁船損害等補償法(昭和三十七年法律第二十八号)
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法(昭和三十六年法律第九十二号)
軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第一百七号)
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和三十六年法律第七十六号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
公益社団法人	
更生保護法人	更生保護事業法
港務局	港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

名 称	根 拠 法
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民年金基金	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）
住宅街区整備組合	大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）
職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
税理士会	税理士法
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

名 称	根 拠 法
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本税理士会連合会	税理士法

名 称	根 拠 法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
日本水先人会連合会	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	
農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法（平成七年法律第百五号）
水先人会	水先法
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体系

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの